

オーストラリアでファンド規制見直し！

プロダクトガバナンス/投資家保護強化を投資信託協会は歓迎!!

投信大国、世界投信・年金高評価国、金融規制先進国オーストラリアで年金資産が倍増!!! 日本の資産所得倍増プランも参考に

三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 松尾 健治 (kenji-matsuo@am.mufg.jp)
窪田 真美 (mamii-kubota@am.mufg.jp)

※三菱UFJ国際投信がお届けする、NISAなど内外の資産運用に関連する情報を発信するコラムです。

●アジア太平洋最大級の投信大国オーストラリアでファンド規制見直し！

2023年3月8日にオーストラリア/Australiaのアルバニー州/Albanese 労働党政権(2022年5月21日に9年ぶり政権奪取)が財務省に投資家保護強化(プロダクトガバナンス~後述)の「ファンド(管理投資スキーム/MIS)規制見直し」を命じた(詳細後述)。財務省は2023年半ばまでにコンサルテーション・ペーパー/Consultation Paperを出し(利害関係者からの意見募集をし)、その意見を業界と協議、2024年初頭までに結果を政府に報告する。

オーストラリアの投信残高は世界5位。投信国籍別残高順位は1位米国/United States、2位ルクセンブルク/Luxembourg、3位アイルランド/Ireland、4位中国/China、**5位オーストラリア/Australia**、6位ドイツ/Germany、7位フランス/France、**8位日本/Japan**、9位英国/United Kingdom、10位カナダ/Canadaとなっている(2022年9月末現在、2022年12月14日付米国投資信託協会/Investment Company Institute/ICI「Worldwide Regulated Open-End Fund Assets and Flows」~ <https://www.ici.org/research/stats/worldwide>)。

オーストラリアは2020年9月末に8位(6位中国、7位日本の下、9位英国の上)だったが、**2020年12月末に日本を抜いて7位**(5位中国と6位フランスの下、8位日本の上)、**2021年3月末にフランスを抜いて6位**(4位中国と5位ドイツの下、7位フランスと8位日本の上)、**2022年9月末にドイツを抜き5位となった**(3位アイルランドと4位中国の下、6位ドイツと7位フランスと8位日本の上)。

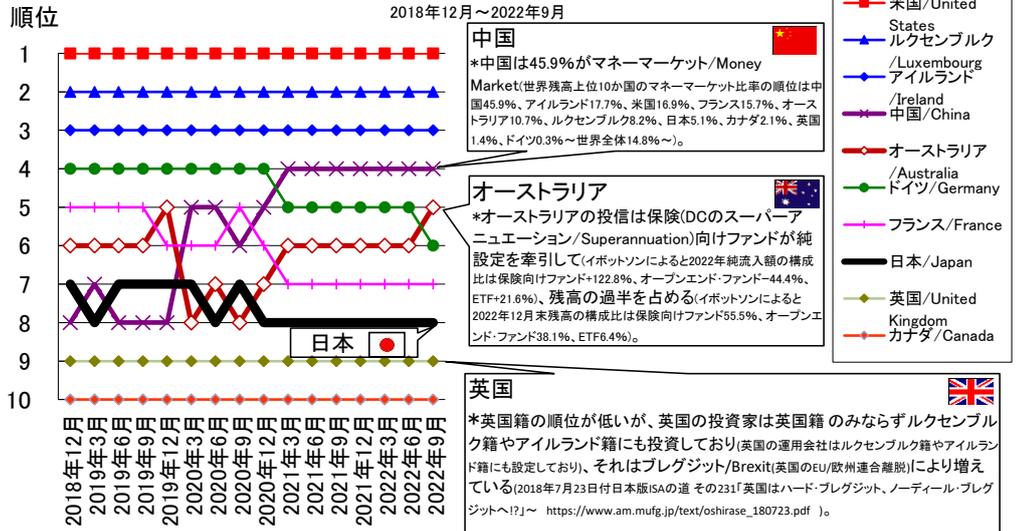
アジア太平洋最大の投信残高は世界4位の中国。しかし、中国は45.9%がマネーマーケット/Money Marketだ

(世界全体のマネーマーケット比率は14.8%、マネーマーケット比率の順位は中国45.9%、アイルランド17.7%、米国16.9%、フランス15.7%、オーストラリア10.7%、ルクセンブルク8.2%、日本5.1%、カナダ2.1%、英国1.4%、ドイツ0.3%、中国MMFについては月刊「投資信託事情」2017年10月号~

<https://ibotsaon.co.jp/research/jtr/>)。マネーマーケットを除くと投資信託国籍別残高順位は1位米国、2位ルクセンブルク、3位アイルランド、4位ドイツ、**5位オーストラリア**、6位中国、**7位日本**、8位フランス、9位英国、10位カナダとなり、**オーストラリアが中国を抜きアジア太平洋最大となる。**



世界の投資信託国籍別残高順位(米ドル建て)の推移
(規制オープンエンド投資信託~ミューチュアルファンド、上場投信、機関投資家向けファンドを含む~)
*残高が米ドル建てであり為替の影響を受ける事に注意。



(出所: 米国投資信託協会/Investment Company Institute/ICI等より三菱UFJ国際投信株式会社が商品マーケティング企画部が作成)

●オーストラリアは世界投信・年金高評価国(日本よりはるかに高評価)

アジア太平洋最大級の投信大国であるオーストラリアは世界の投信評価が高い(日本より高評価)。2022年3月30日に米国モーニングスター/Morningstarが「グローバル・インベスター・エクスペリエンス(GIE)世界各国のファンド市場の『手数料と費用』/Global Study of Fees and Expenses in the Fund Industry」を公表したがオーストラリア/Australiaは上位/Topだった(<https://newsroom.morningstar.com/newsroom/news-archive/press-release-details/2022/Morningstar-Publishes-Global-Study-of-Fees-and-Expenses-in-the-Fund-Industry-Finds-Fees-Continue-to-Fall-Yet-Room-for-Improvement-in-Industry-Structure-Remains/default.aspx>)。

この評価は米国モーニングスターが世界のファンド市場について投資家の視点で評価を行うもの(対象は26市場、<http://www.morningstar.com/jp/global-fund-investor-experience?CID=CON.GF1001>)。2年に1度発行され、前回は2019年、前々回は2017年で、今回は7回目(2年ではなく3年のブランクがある前回2019年9月17日公表分は2020年2月3日付日本版ISAの道その295「日本の証券手数料は海外に比べ割高?」

~ <https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.200203.pdf>、前々回2017年10月9日公表分は2017年10月16日付日本版ISAの道その200「投信コスト(手数料等)の長期国際比較2017」~

<https://www.am.mufg.jp/text/oshirase.171016.pdf>)。1章「手数料と費用/Fees and Expenses」、2章「法規制と税金/Regulation and Taxes」、3章「情報開示/Disclosure」、4章「投信販売/Sales and Media」とあり、各章ごとに発表される様になった。



2022年3月30日公表の米国モーニングスター/Morningstar「グローバル・インベスター・エクスペリエンス(GIE)世界各国のファンド市場の『手数料と費用』/Global Study of Fees and Expenses in the Fund Industry」*↑と↓は前回2019年9月17日公表分より上がったか下がったか。

| 上位/Top | 平均超/Above Average | 平均/Average | 平均未満/Below Average | 下位/Bottom |
|-------------------|---------------------|-----------------------|--------------------|------------|
| オーストラリア/Australia | ↑韓国/Korea | ↑ベルギー/Belgium | カナダ/Canada | イタリア/Italy |
| オランダ/Netherlands | ↑ノルウェー/Norway | デンマーク/Denmark | ↓中国/China | 台湾/Taiwan |
| 米国/USA | ↑南アフリカ/South Africa | フィンランド/Finland | フランス/France | |
| | スウェーデン/Sweden | ↑ドイツ/Germany | 香港/Hong Kong SAR | |
| | 英国/UK | インド/India | メキシコ/Mexico | |
| | | 日本/Japan | シンガポール/Singapore | |
| | | ↓ニュージーランド/New Zealand | | |
| | | ↑スペイン/Spain | | |
| | | ↓スイス/Switzerland | | |
| | | ↓タイ/Thailand | | |

(出所: 米国モーニングスター/Morningstarより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

オーストラリアは世界の年金評価も高い(日本よりはるかに高評価)。2022年10月18日に米国マーサー/MERCERが「2022年度グローバル年金指数ランキング『マーサーCFA協会グローバル年金指数』/Mercer CFA Institute Global Pension Index/ MCGPI」を公表したがオーストラリア/Australiaは上位だった(2019年10月21日公表の2019年度まで「グローバル年金指数ランキング『マーサー・メルボルン・グローバル年金指数』/Melbourne Mercer Global Pension Index/MMGPI」~日本語… <https://www.mercer.co.jp/newsroom/global-pension-index.html>、英語… <https://www.mercer.co.jp/newsroom/global-pension-index-2022-india.html>)。

グローバル年金指数ランキング『マーサー・メルボルン・グローバル年金指数』/Melbourne Mercer Global Pension Index/MMGPI)~日本語… <https://www.mercer.co.jp/newsroom/global-pension-index.html>、英語… <https://www.mercer.co.jp/newsroom/global-pension-index-2022-india.html>)。



2022年10月18日公表の米国マーサー/MERCER「2022年度グローバル年金指数ランキング『マーサーCFA協会グローバル年金指数』/ Mercer CFA Institute Global Pension Index/ MCGPI」の中の主要国。*順位の横の()は総評価/Overall GradeでA、B+、B、C+、C、D。

| 上位 | 中位 | 下位 |
|--------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 1位(A)アイスランド/Iceland~最上位~ | 11位(B)スイス/Switzerland | 35位(C)日本/Japan |
| 2位(A)オランダ/Netherlands | 13位(B)カナダ/Canada | 36位(C)中国/China |
| 3位(A)デンマーク/Denmark | 15位(B)ニュージーランド/New Zealand | 37位(C)台湾/Taiwan |
| 4位(B+)イスラエル/Israel | 17位(B)ドイツ/Germany | 38位(C)韓国/Korea |
| 5位(B+)フィンランド/Finland | 18位(B)ベルギー/Belgium | 39位(D)インドネシア/Indonesia |
| 6位(B+)オーストラリア/Australia | 19位(C+)香港/Hong Kong SAR | 40位(D)トルコ/Turkey |
| 7位(B+)ノルウェー/Norway | 20位(C+)米国/USA | 41位(D)インド/India |
| 8位(B)スウェーデン/Sweden | 22位(C+)フランス/France | 42位(D)アルゼンチン/Argentina |
| 9位(B)シンガポール/Singapore | 25位(C+)スペイン/Spain | 43位(D)フィリピン/Philippines |
| 10位(B)英国/UK | 28位(C)メキシコ/Mexico | 44位(D)タイ/Thailand~最下位~ |
| | 31位(C)ブラジル/Brazil | |
| | 32位(C)イタリア/Italy | |
| | 34位(C)南アフリカ/South Africa | |

(出所: 米国マーサー/MERCERより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

●オーストラリアのファンド規制見直し、プロダクトガバナンス/投資家保護強化を 投資信託協会は歓迎!!

オーストラリアのファンド(管理投資スキーム/MIS)規制見直し、正確には2023年3月8日にアルバニー/Albanese 労働党政権のステイブン・ジョーンズ/Stephen Jones 財務副大臣兼金融サービス担当大臣(代議院/House of Representatives 議員)が、25年前に導入された「管理投資スキーム規制の枠組み/managed investment schemes (MIS) regulatory framework(投信見直し/MIS Review)」見直しをオーストラリアの財務省に命じたものを財務省は2023年半ばまでにコンサルテーション・ペーパー/Consultation Paperを出し(利害関係者からの意見募集をし)、業界と協議、2024年初頭までに調査結果を政府に報告する事となっている(財務省~ <https://ministers.treasury.gov.au/ministers/stephen-jones-2022/media-releases/review-regulatory-framework-managed-investment-schemes>)。

「管理投資スキーム/MIS」は日本の追加型公募投信(除くETF)に相当する「ユニット・トラスト/unit trust」(契約型オープンエンド/open-end)が一般的(モーニングスターは「インベスメント・トラスト/investment trusts」とも呼ぶが、英国でユニット・トラストは契約型オープンエンドであるものの、インベスメント・トラストは一般的にクローズドエンド・ファンドとなる事に注意~ <https://fsc.org.au/resources-category/publication/791-2016-fscmorningstar-austmanagedfundsindustryreport/file>)。MISはその他、「上場ファンド/Exchange traded fund」(ETF)、「上場不動産スキーム/listed property trusts」(上場REIT)、「実物不動産スキーム/direct real property schemes」、「モーゲージ/住宅ローン担保証券スキーム/mortgage scheme」、「キャッシュ・マネジメント・トラスト/cash management trust」(MMF)などがある(財務省下にあるオーストラリア証券投資委員会/Australian Securities and Investments Commission/ASIC~ <https://asic.gov.au/regulatory-resources/managed-funds/managed-investment-schemes/>)。

以上のファンド(管理投資スキーム/MIS)の規制見直しは下記の通り(規制はMISが対象で2022年2月に議会で可決された海外投資家向けに作られたCCIV/corporate collective investment vehicles/会社型集団投資体ピークル〜リテールCCIVとホールセールCCIVがある〜は対象でない)。

1. リテール顧客とホールセール顧客を分ける境界(2011年以来見直していない1991年ホールセールテスト)が適切であり続けているかどうか



/whether the thresholds that determine whether an investor is a retail or wholesale client remain appropriate。

2. リテール投資家に対し、リテール投資家にふさわしい投信をマーケティングして販売しているかどうか

/whether certain MIS investments should be able to be marketed and sold to retail investors。

3. 投信のガバナンス、コンプライアンス、リスク管理の枠組みが適切かどうか

/whether the governance, compliance and risk management frameworks for MIS are appropriate。

4. 投信の不動産投資を規制する連邦と州の規制のギャップ、スターリング・インカム・トラスト問題(後述※1参照)

/interactions between Commonwealth and State laws when regulating real estate investments by MIS (including issues arising in relation to the failure of the Sterling Income Trust)。

5. 投信の投資家の権利が適切かどうか

/whether 'investor rights' for people who invest in MIS are appropriate。

6. 投信の流動性

/liquidity requirements for MIS。

7. 投信の支払い不能制度が必要かどうか

/whether an insolvency regime is required for MIS。

※1: スターリング・インカム・トラスト問題…



2012~2019年のオーストラリアで、複雑な不動産スキームを高齢顧客100人超へ、合計約300億豪ドル/約2.3兆円(2019年6月の75.71円換算)を販売したスターリング・グループ/Sterling Groupとスターリング・インカム・トラスト/Sterling Income Trust/SITが、数か月の支払い不能/insolventを経て2019年6月に突然精算/liquidationした事である。

●オーストラリアのファンド規制見直しは、欧州のプロダクトガバナンスや米国の最善の利益規制/Reg BI と同じで、IOSCO(イオスコ)の提言に沿った投資家保護強化

オーストラリアのファンド(管理投資スキーム/MIS)規制見直しは欧州のプロダクトガバナンス/product governanceに通じるものがある。EU/欧州連合 27 国の金融監督当局である ESMA/European Securities and Markets Authority/欧州証券市場監督機構の「MiFIDII プロダクトガバナンス規制/MiFID II product governance requirements」や英国の金融監督当局である FCA/Financial Conduct Authority/金融行為規制機構の「プロダクトインターベンション&プロダクトガバナンス・ソースブック/Product Intervention and Product Governance sourcebook/PROD(Intervention は介入、sourcebook は規定集)」である(EU は 2020 年 6 月 22 日付日本版 ISA の道 その 309「日本版資産運用業高度化の道」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_200622.pdf および 2021 年 3 月 22 日付日本版 ISA の道 その 330「欧州資産運用業界最新動向」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_210322_2.pdf、英国は 2022 年 8 月 8 日付日本版 ISA の道 その 362「積立投資のフォローアップ、プロダクトガバナンス」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220808_2.pdf)。

オーストラリアも EU や英国と同様にプロダクトガバナンスを進めている。 これは IOSCO(イオスコ)/International Organization of Securities Commissions/証券監督者国際機構(証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールの策定等を行う機構/global standard setter for securities markets regulation)の提言に沿ったものなのである(2022 年 3 月 21 日付 IOSCO「Retail Market Conduct Task Force」～ <https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD698.pdf>)。オーストラリアのファンド規制見直しに「投信の流動性/liquidity requirements for MIS」がある事については、IOSCO(イオスコ)の流動性管理に沿っている(2023 年 2 月 27 日付日本版 ISA の道 その 375「世界のファンド(含む MMF)流動性管理 米国の投信改革案も英国の資産運用制度改革案も スウィング・プライシング! 非上場株/VC・PE 投資は流動性管理と共に」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_230227_2.pdf)。



(OICV…フランス語の Organisation internationale des commissions de valeurs/証券監督者国際機構=IOSCO)

米国も IOSCO(イオスコ)の流動性管理およびプロダクトガバナンスに沿っている。 IOSCO 普通会員/ordinary members の米国の SEC/Securities and Exchange Commission/証券取引委員会が進めている「最善の利益規制/Regulation Best Interest/Reg BI」もプロダクトガバナンスに近いものがある(2022 年 3 月 8 日付 FINRA～ <https://www.finra.org/rules-guidance/notices/22-08>、Reg BI は 2022 年 10 月 11 日付日本版 ISA の道 その 366「米国と英国の『顧客本位の業務運営』」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_221011_2.pdf)。

日本も同様である。 **日本の金融庁は IOSCO の普通会員/ordinary members であり(オーストラリアは ASIC、英国は FCA、米国は SEC)、IOSCO の提言等に沿う行動が促されている**(2022 年 11 月 14 日付日本版 ISA の道 その 368「顧客本位タスクフォースが資産所得倍増プランに盛り込む具体策」～ https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_221114_2.pdf)。2023 年 3 月 14 日に日本政府は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」を閣議決定、第 211 回国会に提出(2023 年 3 月 14 日付金融庁「第 211 回国会における金融庁関連法律案」～ <https://www.fsa.go.jp/common/diet/211/index.html>)、**金融事業者のみならず企業年金等関係者(理事、事業主、運営管理機関など)に対して、これまで金融機関に求めてきた「顧客本位の業務運営(顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務)」を求める。**

日本政府の動きは資産所得倍増プランに沿う一方、IOSCO 提言等にも沿っており、欧州のプロダクトガバナンス、米国の最善の利益規制/Reg BI、そして、オーストラリアのファンド(管理投資スキーム/MIS)規制見直しと同様、プロダクトガバナンス、投資家保護強化をしているのである(後述※4 参照)。

●オーストラリアの投信は保険(DCのスーパーアニュエーション)向けファンドが牽引している

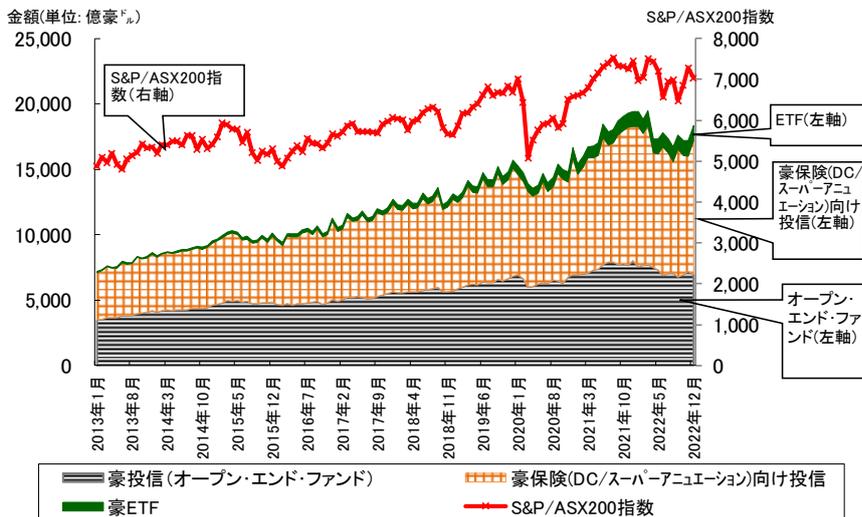
オーストラリアの投信は保険(DCのスーパーアニュエーション/Superannuation)向けファンドが純設定を牽引しており(イボットソンによると2022年純流入額の構成比は保険向けファンド+122.8%、オープンエンド・ファンド-44.4%、ETF+21.6%)、**保険向けファンドが残高の過半を占めている**(イボットソンによると2022年12月末残高の構成比は保険向けファンド55.5%、オープンエンド・ファンド38.1%、ETF6.4%)。



豪投信全体の純資産と豪ドル換算インデックスの推移

2013年1月～2022年12月

*豪投信…オープンエンドファンドと保険(DC/スーパーアニュエーション)向けファンドとETF。



(出所:ブルームバーク、イボットソンより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

保険向けファンドがオーストラリアのファンドの残高の過半を占めている事は下記「オーストラリアのファンド(豪F)の純資産上位20クラス」を見てもわかる。

オーストラリアのファンド(豪F)の純資産上位20クラス *純資産の大きい順。 2022年12月末現在
 *オープンエンドファンドと保険(DC/スーパーアニュエーション)向けファンドとETF。 償還済み除く。 …スーパーアニュエーション。

| 順位 | ファンド名 (設定の最も古いクラス名としてある) | ファンド形態 | グローバル分類 (モーニングスター分類) | 投信会社名 | 設定日 | 純資産 (クラス) (億豪ドル) | 純資産 (クラス) (億豪ドル) | 1年 リターン (年率) | 3年 リターン (年率) | 5年 リターン (年率) | インデックス ファンドかどうか | 経費率 /Indirect Cost Ratio/CR(%) | 販売手数料 税抜最大(%) | スーパー アニュエーション |
|-------------------------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---|------------|------------------------|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---|------------------|------------------|
| 1 | AustralianSuper Balanced Sup | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | AustralianSuper Pty Ltd | 1985/8/1 | 160,264 | 1,791 | -4.76 | +4.93 | +6.48 | No | 0.62 | 0.00 | Yes |
| 2 | Aware High Growth Sup | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | Aware Super Pty Ltd | 1994/7/26 | 53,284 | 595 | -7.54 | +5.28 | +6.92 | No | 0.15 | 0.00 | Yes |
| 3 | CBUS Super Growth (MySuper) Sup | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | CBUS Super | 1984/7/1 | 52,686 | 589 | -4.78 | +4.18 | +5.79 | No | 0.65 | 0.00 | Yes |
| 4 | REST Core Strategy Super | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | Retail Employees Superannuation Pty Ltd | 1988/7/1 | 50,927 | 569 | -3.99 | +4.09 | +5.01 | No | 0.70 | 0.00 | Yes |
| 5 | HESTA Balanced Growth Super | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | H.E.S.T. Australia Limited | 1987/8/3 | 46,722 | 522 | -3.71 | +4.67 | +6.04 | No | 0.41 | 0.00 | Yes |
| 6 | ART Lifestyle Balanced Sup | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | Australian Retirement Trust | 2013/10/4 | 43,614 | 487 | -2.48 | +5.38 | +6.59 | No | 0.75 | 0.00 | Yes |
| 7 | Aware Growth Sup | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | Aware Super Pty Ltd | 1994/7/1 | 22,099 | 247 | -6.72 | +1.91 | +4.40 | No | 0.15 | 0.00 | Yes |
| 8 | AustralianSuper High Growth Sup | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | AustralianSuper Pty Ltd | 1996/7/1 | 20,481 | 229 | -5.69 | +5.64 | +7.12 | No | 0.59 | 0.00 | Yes |
| 9 | Vanguard International Shares Index | オープンエンドファンド | グローバル大型株 | Vanguard Investments Australia Ltd | 1997/6/6 | 18,910 | 211 | -12.44 | +6.29 | +9.34 | Yes | 0.18 | 0.00 | No |
| 10 | AustralianSuper Balanced Pen | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | AustralianSuper Pty Ltd | 2008/1/2 | 17,724 | 198 | -5.18 | +5.29 | +6.97 | No | 0.68 | 0.00 | Yes |
| 11 | Aware Balanced Growth Sup | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | Aware Super Pty Ltd | 1994/7/26 | 17,642 | 197 | -5.20 | +2.52 | +4.31 | No | 0.15 | 0.00 | Yes |
| 12 | MLC MySuper Growth | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | MLC Limited | 2019/3/22 | 15,407 | 172 | -3.44 | +4.48 | | No | 1.49 | 0.00 | Yes |
| 13 | Vanguard Australian Shares Index | オープンエンドファンド | オーストラリア大型株 | Vanguard Investments Australia Ltd | 1997/6/30 | 15,297 | 171 | -1.82 | +5.53 | +7.05 | Yes | 0.18 | 0.00 | No |
| 14 | Care Balanced Sup | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | CARE Super Pty Ltd | 1987/7/1 | 12,547 | 140 | -2.00 | +4.79 | +5.91 | No | 0.86 | 0.00 | Yes |
| 15 | Aware Balanced Growth Pen | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | Aware Super Pty Ltd | 2006/10/1 | 11,959 | 134 | -2.88 | +3.44 | +5.14 | No | 0.15 | 0.00 | Yes |
| 16 | Vanguard Australian Shares ETF | ETF | オーストラリア大型株 | Vanguard Investments Australia Ltd | 2009/5/4 | 10,545 | 118 | -1.78 | +5.57 | +7.09 | Yes | 0.10 | 0.00 | No |
| 17 | ART Balanced Sup | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | Australian Retirement Trust | 1996/6/30 | 8,993 | 101 | -2.56 | +5.39 | +6.62 | No | 0.75 | 0.00 | Yes |
| 18 | ART Growth Sup | 保険向けファンド | バランス(株70~90) | Australian Retirement Trust | 1998/6/30 | 8,949 | 100 | -2.05 | +6.97 | +7.89 | No | 0.78 | 0.00 | Yes |
| 19 | ART Lifestyle Retirement Sup | 保険向けファンド | Allocation Miscellaneous | Australian Retirement Trust | 2013/10/4 | 7,686 | 86 | -2.14 | +3.90 | +5.12 | No | 0.76 | 0.00 | Yes |
| 20 | Vanguard Growth Index | オープンエンドファンド | バランス(株70~90) | Vanguard Investments Australia Ltd | 2002/11/20 | 7,372 | 82 | -10.35 | +2.57 | +5.02 | No | 0.29 | 0.00 | No |
| 9689本 *純資産は合計、その他は単純平均。 | | | | | | 2009/4/28 | 1,642,482 | 18,361 | -7.38 | +2.33 | +3.90 | 1.19 | 0.44 | |

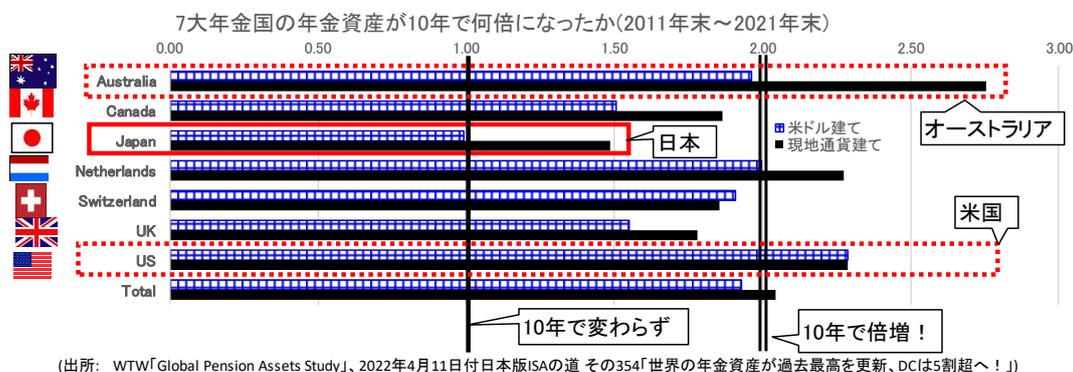
(出所: イボットソンより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

●投信大国、世界投信・年金高評価国、金融規制先進国オーストラリアで年金資産が倍増！ 日本の資産所得倍増プランもぜひ参考にしてほしいものである

オーストラリアの投信拡大は政府が Advice Reforms/FOFA 改革でファイナンシャル・アドバイザーに顧客の最善の利益/best interest of clients で行動する事を求めた事、スーパーアニュエーション/Superannuation のマイスーパー/MySuper 制度で加入者がプロダクトの選択をしない場合のデフォルト・プロダクトを分散投資戦略とした事(運用方法の「半強制」)が大きかった(2019年9月2日付日本版ISAの道 その278「アジアの投信大国オーストラリアの金融規制-投信・年金」～ <https://www.am.mufg.jp/text/oshrase.190902.pdf>)。

日本で今、新しい資本主義の「資産所得倍増プラン」が大きな期待を集めているが、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充だけで「倍増」は難しい可能性がある(2022年6月13日付日本版ISAの道 その358「資産所得倍増プランにiDeCoの改革や子供世代が資産形成を行いやすい環境整備! 米国など年金資産倍増国を参考に」～ <https://www.am.mufg.jp/text/oshrase.220613.2.pdf>)。ここはやはり、日本でもオーストラリアのスーパーアニュエーション(後述※3 参照)の様な年金制度を採用、そこでの投資増加が期待される。今の所、「資産所得倍増プラン」の年金については「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入可能年齢の70歳への引上げ(見込み)」等にとどまる。しかし、2023年3月8日に加藤勝信・厚生労働大臣が第211回国会の衆院厚生労働委員会で(3月7日の参院厚生労働委員会でも)所信表明を行い「**年金制度については、被用者保険の更なる適用拡大や公的年金制度の所得再分配機能の強化、資産所得倍増プランを踏まえた個人型確定拠出年金等の私的年金制度の見直し等について検討を進めます。**」(下線は当コラム筆者、https://www.shugin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009721120230308001.htm)と述べて、私的年金制度改革に着手する方針を示している(検討は厚生労働省を事務局とする社会保障審議会 企業年金・個人年金部会～ <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.163664.00006.html>)等)。今後の期待は大きい(後述※4 参照)。

なお、日本のiDeCoが参考とする米国の(伝統的/トラディショナル)IRA/Individual Retirement Accounts/個人退職勘定は加入可能年齢に制限が無く、オーストラリア(のスーパーアニュエーション)は75歳未満である(後述※3 参照、2019年9月30日付日本版ISAの道 その282「年金・投信、家計金融資産の国際比較(米英豪中心)」～ <https://www.am.mufg.jp/text/oshrase.190930.pdf>)。そして、米国やオーストラリアは、運用方法の「半強制」や「強制」で年金資産の「倍増」を実現しているのだ(2022年4月11日付日本版ISAの道 その354「世界の年金資産が過去最高を更新、DCは5割超へ!」～ <https://www.am.mufg.jp/text/oshrase.220411.2.pdf>)。



※3: オーストラリアの私的年金制度「スーパーアニュエーション/Superannuation」...



オーストラリアもかつては年金不安が強かったが、徹底した改革を進めた。それが1993年からの私的年金制度「スーパーアニュエーション/Superannuation」である。

18歳以上75歳未満、月収450豪ドル以上の従業員(非正規等含む)に雇用主が強制的に拠出(自営業者は任意)。2021年7月1日から年間賃金の9.5%は10%に引き上げられ、その後も2025年まで毎年0.5ポイントずつ引き上げられ、2025年7月からは12%。従業員の追加拠出は任意で可能。所得税最高税率45%の中で強制・任意合わせて年間27,500豪ドルまで軽減税率(15%~高年取者30%、低年取者非課税)、27,500豪ドル超は所得税(2021年7月1日から/2021-22年度から27,500豪ドル～ <https://www.ato.gov.au/Rates/Key-superannuation-rates-and-thresholds/?page=3>)。

※4: 日本の個人型確定拠出年金(iDeCo)など私的年金…



2022年12月16日決定の与党(自民党と公明党)税制改正大綱で「個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げについて、令和6年の公的年金の財政検証にあわせて、所要の法制上の措置を講じることや結論を得るとされていることも踏まえつつ、老後に係る税制について、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるを**求める**べき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。」(2022年12月16日決定 2023年度/令和5年度税制改正大綱～ <https://www.jmin.jp/news/information/204848.html>)と出ていた。

本文の繰り返しとなるが、2023年3月8日に加藤勝信・厚生労働大臣が第211回国会の衆院厚生労働委員会で(3月7日の参院厚生労働委員会でも)所信表明を行い「年金制度については、被用者保険の更なる適用拡大や公的年金制度の所得再分配機能の強化、**資産所得倍増プランを踏まえた個人型確定拠出年金等の私的年金制度の見直し等について検討を進めます。**」(下線は当コラム筆者、https://www.shugin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009721120230308001.htm)と述べて、私的年金制度改革に着手する方針を示している(検討は厚生労働省を事務局とする社会保障審議会 企業年金・個人年金部会～ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_163664_00006.html 等)。
2023年3月14日に日本政府は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」を閣議決定、第211回国会に提出(2023年3月14日付金融庁「第211回国会における金融庁関連法律案」～ <https://www.fsa.go.jp/common/diet/211/index.html>)、**金融事業者のみならず企業年金等関係者(理事、事業主、運営管理機関など)に対して、これまで金融機関に求めてきた「顧客本位の業務運営(顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務)」を求める。**

税制改正大綱は2022年12月19日付日本版ISAの道 その370「税制改正大綱でNISAの抜本的拡充・恒久化！(NISAは未成年が対象外、教育資金一括贈与非課税は3年延長)～NISA向けファンド&つみたてNISA適格投信のフロー～」(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_221219_2.pdf)、私的年金は2022年6月13日付日本版ISAの道 その358「資産所得倍増プランに『iDeCoの改革や子供世代が資産形成を行いやすい環境整備』！ 米国など年金資産倍増国を参考に～日米英加豪の私的年金制度および非課税貯蓄・投資制度、米国の529プラン、個人奨学金口座、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、ジュニアNISA～」(https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220613_2.pdf)参照。

以上

三菱 UFJ 国際投信【投信調査コラム】日本版 ISA の道 バックナンバー：
「各年… <https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html> 」、
「2013年2月1日付日本版 ISA の道 その1 から一気に見る/検索する…
<https://www.am.mufg.jp/smp/market/report/investigate.html> 」。

三菱 UFJ 国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 企画グループ
松尾 健治(kenji-matsuo@am.mufg.jp)、
窪田 真美(mami1-kubota@am.mufg.jp)。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 本資料はNISA(少額投資非課税制度)など内外の資産運用に関連する情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。



三菱UFJ国際投信

三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会